

建築確認等のオンライン利用率上げの基本計画 取組・進捗状況

令和3年12月15日

国土交通省 住宅局 建築指導課

参事官(建築企画担当)付

1. 対象手続一覧

- 建築確認に係る7つの手続について、オンライン利用率引上げに係る基本計画を策定。
- 主要な手続である「建築確認」「建築設備及び昇降機等の定期検査の結果の報告」「構造方法等の認定」について、オンライン利用率目標を設定

基本計画の転記

■ 対象手続一覧

手続名	手続類型	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
建築確認	1 申請等	569,269件	69,531件	12%	50%	令和7年度末
中間検査	1 申請等				—	—
完了検査	1 申請等				—	—
建築の際の届出	1 申請等				—	—
設計等の業務の報告書の提出	1 申請等	80,074件	3,565件	4%	—	—
建築設備及び昇降機等の定期検査の結果の報告	1 申請等	1,075,230	0件	0%	40%	令和7年度末
構造方法等の認定	1 申請等	3,452件		38%	80%	令和4年度末

2. 対象事業の概要

基本計画の転記

建築確認、中間検査、完了検査、建築の際の届出、設計等の業務の報告書

建築物を建築しようとする場合、建築主は指定確認検査機関等の審査機関に対して、工事着手前にその計画が建築基準関係規定に適合するものであることの確認(建築確認)を受け、また、建築主事に対して建築物を建築しようとする旨を届け出る(建築の際の届出)。工事着手後は、特定の工程が終わった段階、工事が完了した段階でその建築物が基準に適合しているかの検査(中間検査、完了検査)を受ける。

また、設計や建築確認手続き等については、建築士が建築士事務所に所属して行うこととなるが、当該事務所の開設者はその受注した設計等の業務に関する報告(設計等の業務の報告書)を、毎事業年度経過後に都道府県知事に提出する。

建築設備及び昇降機等の定期検査報告制度

その使用開始後の適法性の確保を図るため、建築設備や昇降機等の所有者が、地方公共団体が定める期間(1年)ごとに、当該設備を有資格者(建築士又は検査員資格者等)に検査させ、その結果を特定行政庁(地方公共団体)へ報告するもの。

構造方法等の認定

特殊な構造方法や建築材料等について、その性能が建築基準法に適合していることを国土交通大臣が認定するもの。民間事業者等は、認定を受けようとする構造方法等について、国土交通大臣に構造方法等の認定を申請し、国土交通省での審査を経て、民間事業者等に認定書が交付される。

3. 対象事業のオンライン化の状況

基本計画の転記

■オンライン化状況とオンライン化の方針

建築確認、中間検査、完了検査、建築の際の届出、設計等の業務の報告書

- 建築確認申請件数約57万件のうち、約7万件(約12%)がオンライン申請(令和元年度)。

建築設備及び昇降機等の定期検査報告制度

- 特定行政庁や関係機関との意見交換やデジタル化の試行を踏まえつつ、令和2年度中を目途に早期対応可能なオンライン化(電子書面送付システムやメール)について検討を進め、令和3年度から順次開始。
- 令和3年度における上記デジタル化手法の活用状況や課題等を踏まえ、他のデジタル化手法(入力システム等)についても引き続き検討を行い、令和4年度以降に順次反映する。

構造方法等の認定

- 令和元年度からオンライン申請手続きを開始し、認定申請約3,500件のうち、約4割がオンライン申請(令和元年度)。

3. 対象事業のオンライン化の状況

基本計画の転記

添付書類の削減・オンライン化

- 基準への適合状況に必要な最低限の書類を省令で定めている。また、添付図書のオンライン提出は可能。
- 大臣認定の内容に関するデータベースを整備し、指定確認検査機関等がデータベースをオンラインで照会できるシステムを整備しており、確認申請時には認定番号を設計図書等に明示すれば、認定書の提出は不要としている。

押印レス

- 令和2年12月に省令を改正し、民間主体が提出する申請書に求められる押印はすべて廃止した。

手数料のキャッシュレス化

- 現在は、振込、収入印紙等による支払。(収入印紙によるものも、キャッシュレス化予定)

※建築確認申請の9割以上を民間の指定確認検査機関が担っており、各指定確認検査機関にとっては、利用者に対するより良いサービスを提供することが顧客獲得につながることから、支払い手段についても、各機関の方針に沿って設定している。

書類郵送の必要性(大臣認定)

- 原則書類郵送は不要だが、手数料納付を収入印紙で行うものについては、別途収入印紙を張り付けた申請書の郵送を求めている。(手数料のキャッシュレス化予定に伴い、書類郵送についても廃止予定。)

オンラインによる質問

- チャットによる相談対応を行っているが、建築確認の申請者を対象としたアンケートでは、「受付(窓口)担当者への相談や、手続の説明を受けたいから。」を選択した方が多く、今後の改善が必要

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-1 建築確認等

基本計画の転記

<4-1>

<p>手続名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認 ・中間検査 ・完了検査 ・建築の際の届出 ・設計等の業務の報告書
<p>オンライン利用率 目標・取組期間と 設定の考え方 (主要な手続につ いて目標設定)※</p>	<p>【目標】 オンライン利用率50% (建築確認の申請) $\text{オンライン利用率} = (\text{システム申請件数} + \text{メール申請件数}) / \text{全申請件数}$</p> <p>【取組期間(達成期限)】 ・令和7年度末まで</p> <p>【目標・期間設定の考え方】 5年後に中程度のフェーズの中位程度(オンライン利用率50%)を目指すことを目標とする。その考え方は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点(※平成30年度)では初期のフェーズ(オンライン利用率8%)にある。 ・現在、審査側については、建築確認申請の9割以上を民間の指定確認検査機関が受け付けており、中でも年間1万件以上の申請を受け付ける大規模な指定確認検査機関が電子申請受付実績の大半を占めている。申請側については、大手戸建分譲事業者が電子申請を行う一方、高齢化が進み電子化対応が遅れる中小事業者による電子申請は低調に推移している。 ・こうした現状を踏まえ、審査側に対しては、中小の指定確認検査機関での電子申請受付・審査環境の整備を促進する。申請側については、申請書類の押印廃止等オンライン申請の負担軽減を図り利用を促進する。

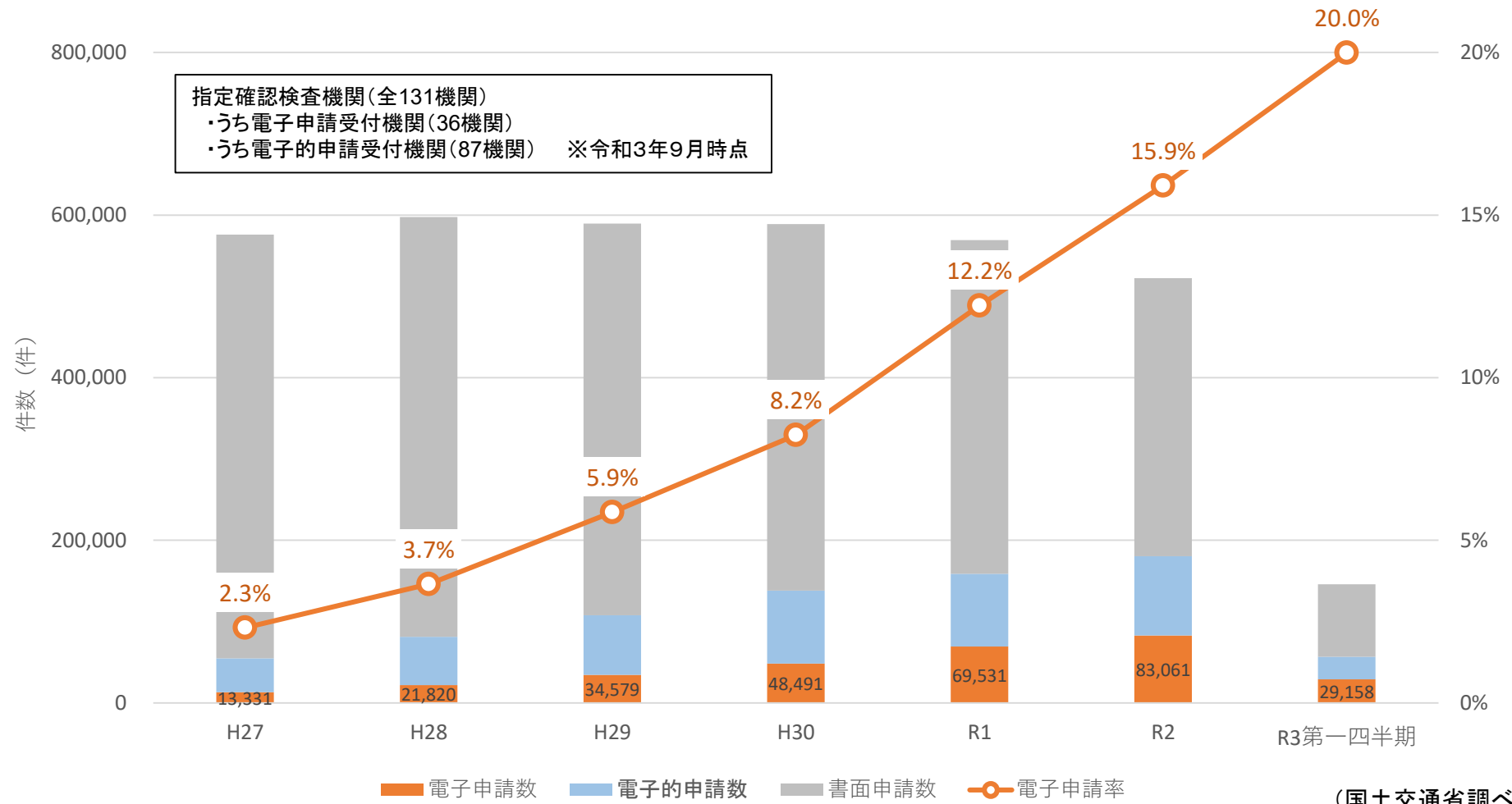
4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-1 建築確認等

オンライン利用率目標

現状・対応状況

【目標】令和7年度末までにオンライン利用率50%（建築確認の申請）

建築確認申請の電子化率の推移



4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-1 建築確認等

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ①

基本計画の転記

課題	オンライン申請を受け付けることができる審査機関が限られており、オンライン申請の受付体制が整っていない。
中間KPI	【目標・達成期限】 令和5年度末までに、オンライン申請を受け付ける指定確認検査機関を5割とする。 ※令和2年11月末時点で、オンライン申請に対応できる機関:29機関(22%)
	【KPIの定義】 オンライン申請を受け付けることができる指定確認検査機関の割合
アクションプランa	【取組内容】 省令改正により様式から押印を廃止する。
	【取組期限(期間)】 令和2年中
アクションプランb	【取組内容】 独自にオンライン申請システムを開発することが難しい指定確認検査機関等に対するオンライン申請システムの活用への支援
	【取組期限(期間)】 令和元年度～令和3年度
アクションプランc	【取組内容】 新たにオンライン申請を受け付ける審査機関を対象に審査技術を向上できるよう、審査機関を対象とした、オンライン申請対応に関する講習会の開催。さらに、オンライン申請が可能である審査機関名を国土交通省ホームページで定期的に公表するとともに、申請者側に対してもオンライン申請の利用にあたってのポイントをまとめたリーフレット等を作成・周知するなど、利用促進策を実施。
	【取組期限(期間)】 令和3年度～

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-1 建築確認等

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ①

現状・対応状況

中間KPI【目標・達成期限】令和5年度末までに、オンライン申請を受け付ける指定確認検査機関を5割とする。

○令和3年9月現在、全131機関中36機関(3割弱)でオンライン申請を受け付け

※本申請のオンライン受け付けは行っていないが、事前審査をオンラインで受け付ける機関が51機関(4割弱)あり、今後、これらの機関での本申請のオンライン受付を促進していく。

アクションプランa

- 省令改正により様式から押印を廃止する。

○令和3年1月に、国民や事業者等に対して押印を求める手続について、建築基準法施行規則等を改正し押印を不要とした。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-1 建築確認等

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ①

現状・対応状況

アクションプランb

- 指定確認検査機関等に対するオンライン申請システムの活用への支援

○令和元年度より、電子的に建築関係手続きを行うことが可能なシステム等の試用及び試用を踏まえたシステムの開発を行うことで、建築関係手続きのオンライン化を促進することを目的とする「建築情報システム高度化促進事業」を実施。

本事業を通じて、令和3年10月時点で、15機関が電子申請の試行を実施。

アクションプランc

- 審査機関を対象とした、オンライン申請対応に関する講習会の開催
- 申請者向けリーフレット等を作成・周知
- オンライン申請が可能である審査機関名を国土交通省ホームページで定期的に公表

○令和4年1月(予定) : 審査機関を対象とした講習会のYouTube配信

○令和3年12月(予定) : 申請者・審査者向けリーフレットを作成・配布(参考資料4参照)

○令和3年12月(予定) : 国土交通省ホームページでオンライン申請が可能な審査機関名を公表

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-1 建築確認等

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ②

基本計画の転記

課題	紙による申請や、保存期間中に電子的に申請図書の完全性を確保する煩雑さなどから、建築確認の申請書類について紙での保存を選択する審査機関が多い。
中間KPI	【目標】 令和5年度末までに、電子的にデータを保存する指定確認検査機関を5割とする。
	【KPIの定義】 電子的にデータを保存する指定確認検査機関の割合
アクションプランa	【取組内容】建築確認の申請書類データの長期保存時に求められるタイムスタンプの運用見直し（技術的助言の発出）
	【取組期限（期間）】令和2年中

現状・対応状況

中間KPI 【目標】令和5年度末までに、電子的にデータを保存する指定確認検査機関を5割とする。

○令和3年8月現在、全131機関中25機関（約2割）で電子的にデータを保存

アクションプランa

- ・ 建築確認の申請書類データの長期保存時に求められるタイムスタンプの運用見直し（技術的助言の発出）

○令和3年2月1日、建築確認の申請書類データの長期保存時に求めていたタイムスタンプを不要とする運用の見直しを行う技術的助言を発出

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-1 建築確認等

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ③

基本計画の転記

課題	<p>窓口で手続きを行う場合と比べて、オンラインで手続きを行うことの利便性が低い場合がある。</p> <p>申請者を対象としたアンケートでは、書面での申請を行う理由として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「直接申請しに行くほうが、処理が速いケースがあるから。」を選択した方が約3割 ・「受付(窓口)担当者への相談や、手続の説明を受けたいから。」を選択した方が約2割 <p>また、電子申請システムの改善要望として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「オンラインでの相談窓口機能の充実」を選択した方が約4割となっている。
中間KPI	<p>【目標】 令和5年度末までに、申請者を対象としたアンケート調査で「直接申請しに行くほうが、処理が速いケースがあるから。」「受付(窓口)担当者への相談や、手続の説明を受けたいから。」を選択する割合の合計を3割とする。</p> <p>【KPIの定義】 申請者を対象としたアンケートで「直接申請しに行くほうが、処理が速いケースがあるから。」を選択した割合と「受付(窓口)担当者への相談や、手続の説明を受けたいから。」を選択した割合の合計</p>
アクションプランa	<p>【取組内容】審査機関を対象とし、チャットによる相談対応や電子申請の処理を迅速に行っている事例を紹介する講習会の開催。</p> <p>【取組期限(期間)】令和3年度～</p>
アクションプランb	<p>【取組内容】審査機関を対象とし、申請者から要望の多い機能を既に実装している事例を紹介する講習会の開催</p> <p>【取組期限(期間)】令和3年度～</p>

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-1 建築確認等

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ③

現状・対応状況

中間KPI 【目標】令和5年度末までに、申請者を対象としたアンケート調査で「直接申請しに行くほうが、処理が速いケースがあるから。」「受付(窓口)担当者への相談や、手続の説明を受けたいから。」を選択する割合の合計を3割

○申請者を対象にWebアンケートを実施

- ・調査対象: 建築確認の申請者(回答数: 554)
- ・調査期間: 令和3年4月2日～16日(2週間)
- ・書面での申請を行う理由(特に当てはまるものを3つ選択ください)

「直接申請しに行くほうが、処理が速いケースがあるから。」: 29%

「受付(窓口)担当者への相談や、手続の説明を受けたいから。」: 22% 計51%

<書面での申請を行う理由(特に当てはまるものを3つ選択ください)への回答>

選択肢	回答数	(%)
直接申請しに行くほうが、処理が速いケースがあるから。	164	29%
受付(窓口)担当者への相談や、手続の説明を受けたいから。	121	22%
電子署名の取得に費用・手間がかかるから	100	18%
オンライン申請とは別に一部の書類の提出や訂正のために窓口へ訪問する必要があるから	100	18%
オンライン申請をするための初期手続に経費・時間がかかるから	73	13%
申請に必要なアカウントの取得が面倒だから	53	10%
オンライン申請に対応できる担当がおらず専門家等の支援が必要だから	38	7%
オンライン申請できることを知らなかったから	30	5%
専門用語が多く難解に感じられたから	28	5%
申請可能なブラウザが限定されているから	19	3%
社内の図面作成が電子化されていないから	16	3%
書面申請はしていない。	173	31%
その他	109	20%
総回答数	554	100%

※毎年度末に同様の調査を実施予定

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-1 建築確認等

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ③

現状・対応状況

アクションプランa, b

- ・ 審査機関対象の講習会を開催

○令和4年1月(予定):審査機関を対象とした講習会のYouTube配信【再掲】

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-2 定期検査の結果の報告

基本計画の転記

<4-2>

手続名	建築設備及び昇降機等の定期検査の結果の報告
オンライン利用率 目標・取組期間と 設定の考え方 (主要な手続につ いて目標設定)※	<p>【目標】 オンライン利用率40%(建築設備及び昇降機等の定期検査の結果の報告) オンライン利用率=(システム申請件数+メール申請件数)/全申請件数</p> <p>【取組期間(達成期限)】 ・令和7年度末まで</p> <p>【目標・期間設定の考え方】 5年後に中程度のフェーズの中位程度(オンライン利用率40%)を目指すことを目標とする。その考え方は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点では初期のフェーズ(オンライン利用率0%)にある。 ・ 現在、報告の受け手である特定行政庁側の規模にばらつきがあり、報告する側(所有者・検査者)についても大企業だけではなく中小企業や個人の場合があるなど規模にばらつきがあるため、オンライン化の普及には一定の時間を要すると考えられるところ。 ・ これに対し、令和3年度から、早期対応可能なオンライン化(電子書面送付システムやメール)を順次開始し、早期の普及を目指す。 ・ また、早期対応可能なオンライン化の活用状況や課題等を踏まえ、ホームページ(ウェブ)でのフォーム入力を含め、他のデジタル化手法の検討及び必要に応じシステム構築を行い、令和7年度までに一定規模以上の企業や大都市圏の特定行政庁を中心に普及を図る。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-2 定期検査の結果の報告

オンライン利用率目標

現状・対応状況

【目標】令和7年度末までにオンライン利用率40%(建築設備及び昇降機等の定期検査の結果の報告)

- 定期検査の結果の報告については、令和3年1月1日から押印を不要とし、紙による提出だけでなく、オンラインによる提出も可能とした。
- 令和3年11月に都道府県及び政令市(67特定行政庁)に行ったアンケートにおける、オンライン化実施状況に地域法人において導入済みのオンライン手法の状況を反映した結果は以下のとおり。
- 令和4年1月頃に、全特定行政庁を対象に、オンライン化の状況調査を実施予定。

都道府県及び政令市(67特定行政庁)に行ったアンケート等の結果(令和3年11月時点) (n=67)

報告対象	オンライン手法	導入済み 特定行政庁数	検討中 特定行政庁数
建築設備	メール	6(約9%)	15(約22%)
	システム	5(約7%)	14(約21%)
昇降機	メール	6(約9%)	17(約25%)
	システム	1(約1%)	14(約21%)

※建築設備

メール導入済み:千葉県、徳島県、(一財)神奈川県建築安全協会(県内特定行政庁分)(以下「神奈川安協」)

システム導入済み:青森県、神奈川安協

※昇降機

メール導入済み:茨城県、神奈川安協、(一社)近畿ブロック昇降機等検査協議会(大阪府分)

システム導入済み:青森県

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-2 定期検査の結果の報告

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ①

基本計画の転記

課題	<p>特定行政庁において、オンラインによる定期報告を受け付ける体制となっていない(オンラインでの報告の実績、ノウハウがほとんどないため、特定行政庁において、オンライン化による定期報告のための体制の整備、業務フローの整理・共有がなされていない。また、特定行政庁が追加様式の提出を求めていることがある。)</p>
中間KPI	<p>【目標・達成期限】 令和5年度中に、特定行政庁(建築基準法第97条の2設置市を除く。以下同じ。)のうち、オンラインによる定期報告が可能な特定行政庁の割合を20%とする。</p>
	<p>【KPIの定義】 オンラインによる定期報告が可能な特定行政庁の割合 ＝(オンラインによる定期報告を認める特定行政庁数)/(特定行政庁数)</p>
アクションプランa	<p>【取組内容】省令改正により様式から押印を廃止する。</p>
	<p>【取組期限(期間)】令和2年中</p>
アクションプランb	<p>【取組内容】早期に対応可能なオンライン化(電子書面送付システムやメール)による試行を行い、その結果を踏まえ、以下の内容を特定行政庁に通知し、オンラインによる定期報告を受け付ける体制整備を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンラインによる定期報告を可能とし、促進すること ・ 電子書面送付システムやメール等による報告方法及び留意点(電子書面の保存方法や閲覧方法)等
	<p>【取組期限(期間)】令和2年度に試行、令和2年度中に通知</p>

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-2 定期検査の結果の報告

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ①

基本計画の転記

アクションプランc	<p>【取組内容】特定行政庁及び関係団体等へのヒアリングを通じて、特定行政庁が求めている追加様式がオンライン化の支障となっているか否かを把握し、支障となっている場合は特定行政庁との調整のもと共通のひな型を検討し、共有する。</p>
	<p>【取組期限(期間)】令和3年度に追加様式がオンライン化の支障となっているかをヒアリングで把握、支障となっている場合には、令和3年度中に共通のひな型を作成</p>
アクションプランd	<p>【取組内容】早期に対応可能なオンライン化の活用状況の確認や他のデジタル化手法の活用に向けた条件整理を行うため、特定行政庁及び関係団体等にヒアリングを行い、課題等を把握する。</p>
	<p>【取組期限(期間)】令和3年度</p>
アクションプランe	<p>【取組内容】令和3年度から順次開始する早期対応可能なオンライン化の活用状況や課題等を踏まえ、ホームページ(ウェブ)でのフォーム入力を含め、他のデジタル化手法の検討及び必要に応じシステム構築を行う。</p>
	<p>令和4年度～令和6年度</p>

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-2 定期検査の結果の報告

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ①

現状・対応状況

中間KPI【目標・達成期限】令和5年度中に、オンラインによる定期報告が可能な特定行政庁の割合を20%とする。

○令和3年11月に都道府県及び政令市(67特定行政庁)に行ったアンケートにおける、オンライン化実施状況に地域法人において導入済みのオンライン手法の状況を反映した結果は以下のとおり。【再掲】

都道府県及び政令市(67特定行政庁)に行ったアンケート等の結果(令和3年11月時点) (n=67)

報告対象	オンライン手法	導入済み 特定行政庁数	検討中 特定行政庁数
建築設備	メール	6(約9%)	15(約22%)
	システム	5(約7%)	14(約21%)
昇降機	メール	6(約9%)	17(約25%)
	システム	1(約1%)	14(約21%)

※建築設備

メール導入済み:千葉県、徳島県、(一財)神奈川県建築安全協会(県内特定行政庁分)(以下「神奈川安協」)

システム導入済み:青森県、神奈川安協

※昇降機

メール導入済み:茨城県、神奈川安協、(一社)近畿ブロック昇降機等検査協議会(大阪府分)

システム導入済み:青森県

○令和4年1月頃に、全特定行政庁を対象に、オンライン化の状況調査を実施予定【再掲】

アクションプランa

- ・ 省令改正により様式から押印を廃止する。

○令和3年1月に、国民や事業者等に対して押印を求める手続について、建築基準法施行規則等を改正し押印を不要とした。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-2 定期検査の結果の報告

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ①

現状・対応状況

アクションプランb

早期に対応可能なオンライン化(電子書面送付システムやメール)による試行を行い、その結果を踏まえ、以下の内容を特定行政庁に通知し、オンラインによる定期報告を受け付ける体制整備を促す。

- ・オンラインによる定期報告を可能とし、促進すること
- ・電子書面送付システムやメール等による報告方法及び留意点(電子書面の保存方法や閲覧方法)等

- 令和3年3月に、「簡易なオンライン手法による定期報告実施に係る留意事項」をとりまとめ、各都道府県建築主務部長に対して、技術的助言として通知。
- 令和3年4月以降の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出及び解除の際に、都道府県建築主務部宛て事務連絡により、同感染症予防に配慮した定期調査・検査業務の実施と共に上記留意事項の活用を依頼。
- 令和3年8月に、秋季建築物防災週間の実施にあたり、各都道府県に対して、定期報告制度の適切な運用及びオンライン化の積極的な検討を依頼するとともに上記留意事項を周知。

アクションプランc

特定行政庁及び関係団体等へのヒアリングを通じて、特定行政庁が求めている追加様式がオンライン化の支障となっているか否かを把握し、支障となっている場合は特定行政庁との調整のもと共通のひな型を検討し、共有する。

- 令和3年10月に、特定行政庁に対し、追加様式の指定状況等に関する調査を実施。
- 令和3年12月に、複数の地域法人にヒアリングを実施し、追加様式がオンライン化の支障となっているか把握予定。
- 令和3年12月に、特定行政庁を構成員とする定期報告制度のデジタル化促進ワーキングを設置し、共通のひな型について検討中。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-2 定期検査の結果の報告

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ①

現状・対応状況

アクションプランd

早期に対応可能なオンライン化の活用状況の確認や他のデジタル化手法の活用に向けた条件整理を行うため、特定行政庁及び関係団体等にヒアリングを行い、課題等を把握する。

○令和3年12月に、特定行政庁を構成員とする定期報告制度のデジタル化促進ワーキングを設置し、他のデジタル化手法の活用に向けた検討中。

○令和3年12月中に、関係団体へオンライン化の活用状況や課題等についてヒアリングを実施予定。

○令和4年1月頃に、全特定行政庁を対象に、オンライン化の状況調査を実施予定【再掲】

アクションプランe

令和3年度から順次開始する早期対応可能なオンライン化の活用状況や課題等を踏まえ、ホームページ(ウェブ)でのフォーム入力を含め、他のデジタル化手法の検討及び必要に応じシステム構築を行う。

○全国的に統一的なオンライン化に向けて、令和4・5年度の2か年で定期報告制度における各特定行政庁等のシステムの仕様について、入力・出力データ形式やインターフェース等の統一すべき事項を検討し、共通仕様書の作成に取り組むことを予定。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-2 定期検査の結果の報告

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ②

基本計画の転記

課題	オンラインでの報告の実績、ノウハウがほとんどないため、所有者・検査者において、オンライン化による報告のための体制の整備、業務フローの整理・共有がなされていない。特に中小企業や個人の検査者や所有者については、紙での報告になじみがあり、新たにオンライン化する動機づけが低い場合がある。
中間KPI	【目標】 令和5年度中にオンライン利用率20%とする。
	【KPIの定義】 オンライン利用率 = (システム申請件数 + メール申請件数) / (全申請件数)
アクションプランa	【取組内容】早期に対応可能なオンライン化(電子書面送付システムやメール)による試行を行い、その結果を踏まえ、報告方法及び留意点(電子書面の保存方法や閲覧方法)等について関係団体に通知し、普及啓発を図る。
	【取組期限(期間)】令和2年度中に関係団体に通知
アクションプランb	【取組内容】オンラインによる定期報告が可能である特定行政庁名を国交省HPで定期的に公表し、関係団体に周知することにより、所有者・検査者にオンラインによる定期報告の実施を促す。
	【取組期限(期間)】令和3年度～
アクションプランc	【取組内容】早期に対応可能なオンライン化の活用状況の確認や他のデジタル化手法の活用に向けた条件整理を行うため、所有者・検査者にヒアリングを行い、課題等を把握する。
	【取組期限(期間)】令和3年度
アクションプランd	【取組内容】令和3年度から順次開始する早期対応可能なオンライン化の活用状況や課題等を踏まえ、ホームページ(ウェブ)でのフォーム入力を含め、他のデジタル化手法の検討及び必要に応じシステム構築を行う(再掲)。
	【取組期限(期間)】令和4年度～令和6年度

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-2 定期検査の結果の報告

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ②

現状・対応状況

中間KPI【目標・達成期限】令和5年度中にオンライン利用率20%とする。

○令和3年11月に都道府県及び政令市(67特定行政庁)に行ったアンケートにおける、オンライン化実施状況に地域法人において導入済みのオンライン手法の状況を反映した結果は以下のとおり。【再掲】

都道府県及び政令市(67特定行政庁)に行ったアンケート等の結果(令和3年11月時点) (n=67)

報告対象	オンライン手法	導入済み特定行政庁数	検討中特定行政庁数
建築設備	メール	6(約9%)	15(約22%)
	システム	5(約7%)	14(約21%)
昇降機	メール	6(約9%)	17(約25%)
	システム	1(約1%)	14(約21%)

○令和4年1月頃に、全特定行政庁を対象に、オンライン化の状況調査を実施予定【再掲】

アクションプランa

早期に対応可能なオンライン化(電子書面送付システムやメール)による試行を行い、その結果を踏まえ、報告方法及び留意点(電子書面の保存方法や閲覧方法)等について関係団体に通知し、普及啓発を図る。

○令和3年3月に、「簡易なオンライン手法による定期報告実施に係る留意事項」をとりまとめ、関係団体へ通知。

○令和3年4月以降の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出及び解除の際に、都道府県建築主務部宛て事務連絡により、同感染症予防に配慮した定期調査・検査業務の実施と共に上記留意事項の活用及び関係団体への周知を依頼【再掲】

○令和3年9月開催の、定期調査・検査報告関係団体連絡会議において、関係団体に対し上記留意事項についての説明を実施。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-2 定期検査の結果の報告

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ②

現状・対応状況

アクションプランb

オンラインによる定期報告が可能である特定行政庁名を国交省HPで定期的に公表し、関係団体に周知することにより、所有者・検査者にオンラインによる定期報告の実施を促す。

- 令和4年1月頃に実施予定の特定行政庁を対象としたオンライン化の状況調査の結果を踏まえ、令和3年度中に、オンラインによる定期報告が可能である特定行政庁名を国交省HPで公表予定。

アクションプランc

早期に対応可能なオンライン化の活用状況の確認や他のデジタル化手法の活用に向けた条件整理を行うため、所有者・検査者にヒアリングを行い、課題等を把握する。

- 令和3年中に、検査者団体へオンライン化の活用状況や所有者から聞いている内容も含めたオンライン化の課題等についてヒアリングを実施予定。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-2 定期検査の結果の報告

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ②

現状・対応状況

アクションプランd

令和3年度から順次開始する早期対応可能なオンライン化の活用状況や課題等を踏まえ、ホームページ(ウェブ)でのフォーム入力を含め、他のデジタル化手法の検討及び必要に応じシステム構築を行う(再掲)。

- 全国的に統一的なオンライン化に向けて、令和4・5年度の2か年で定期報告制度における各特定行政庁等のシステムの仕様について、入力・出力データ形式やインターフェース等の統一すべき事項を検討し、共通仕様書の作成に取り組むことを予定。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-3 構造方法等の認定

<4-3>

基本計画の転記

手続名	・構造方法等の認定
オンライン利用率 目標・取組期間と 設定の考え方 (主要な手続につ いて目標設定)※	<p>【目標】 オンライン利用率80%(構造方法等の認定) オンライン利用率=オンライン申請件数/全申請件数</p> <p>【取組期間(達成期限)】 ・令和4年度末まで</p> <p>【目標・期間設定の考え方】 申請書への押印廃止により、オンライン申請の利便性が向上(押印文書のスキャンが不要となる等)することから、より一層オンラインによる申請を促進できると考える。一方で、申請者が従来の紙申請ではなく、オンライン申請での手続きに慣れることも必要であることから、取組期間を令和4年度までとしている。</p>

現状・対応状況

オンライン利用率目標

【目標】令和4年度末までにオンライン利用率80%(構造方法等の認定)

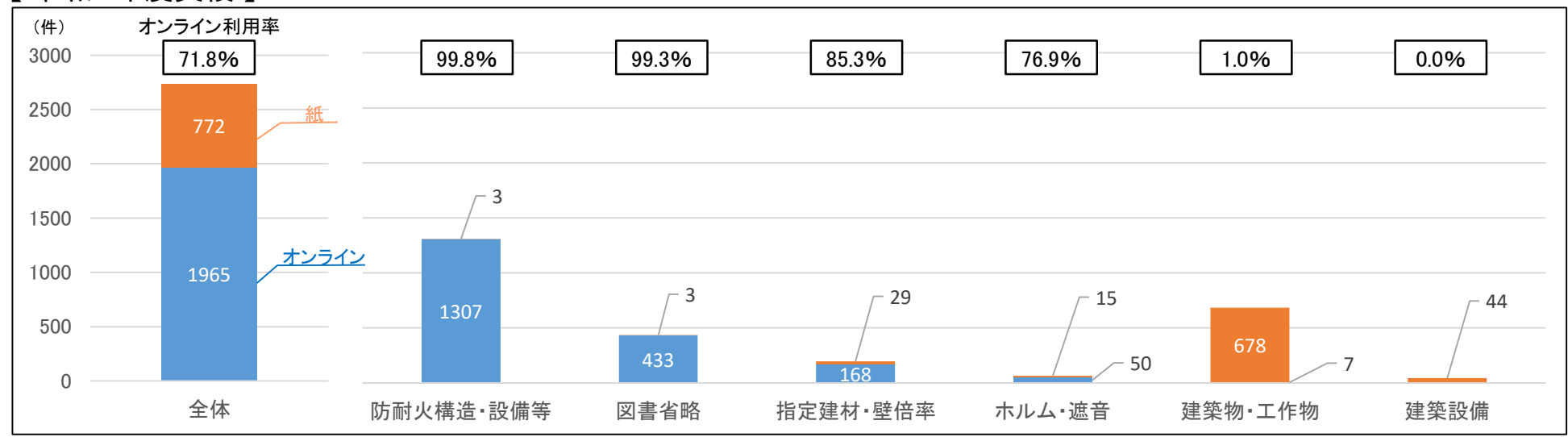
- 令和2年度の大臣認定申請件数(2737件)のうち、オンライン申請された件数は1965件であり、オンライン利用率 71.8%であった。
- 令和3年上期(4~9月)の大臣認定申請件数(1630件)のうち、オンライン申請された件数は1269件であり、オンライン利用率 77.9%となり、R2年度比で6.1%増加している。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-3 構造方法等の認定

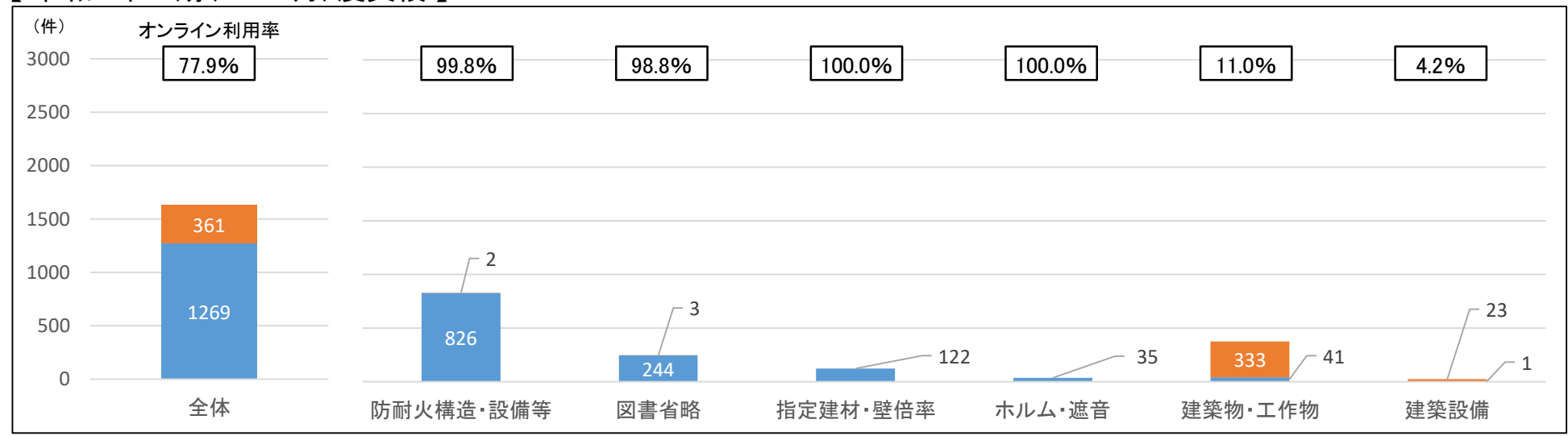
オンライン利用率目標

現状・対応状況

【令和2年度実績】



【令和3年上期(4-9月)度実績】



4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-3 構造方法等の認定

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ①

基本計画の転記

課題	オンライン申請の利便性向上が必要である。
中間KPI	【目標・達成期限】 令和3年度末までに、窓口来訪者率を25%に低減する。
	【KPIの定義】 窓口来訪者率 = (窓口に来訪して申請した件数) / (全申請件数)
アクションプランa	【取組内容】省令改正により様式から押印を廃止する。
	【取組期限(期間)】令和2年中
アクションプランb	【取組内容】オンライン申請システムに係る申請者への説明会を実施する。
	【取組期限(期間)】令和2年度中

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-3 構造方法等の認定

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ①

現状・対応状況

中間KPI【目標・達成期限】令和3年度末までに、窓口来訪者率を25%に低減する。

○令和3年上期(4～9月)の大臣認定申請件数(1630件)のうち、窓口に来訪して申請した件数は39件であり、窓口来訪者率は 2.4%で中間KPIを達成。

アクションプランa

- ・ 省令改正により様式から押印を廃止する。

○令和3年1月に、国民や事業者等に対して押印を求める手続について、建築基準法施行規則等を改正し押印を不要とした。

アクションプランb

- ・ オンライン申請システムに係る申請者への説明会を実施する。

○指定性能評価機関に対し、オンライン申請システムに係る説明会を実施済み。

令和2年1月実施:防耐火(構造・設備・材料など)、ホルム、遮音、壁倍率、指定建築材料、図書省略

令和3年1月実施:建築物・工作物(時刻歴応答解析、耐火・避難)

令和3年3月実施:建築設備(エレベーター・エスカレーター、浄化槽など)

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-3 構造方法等の認定

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ②

基本計画の転記

課題	オンライン申請の利便性向上が必要である。
中間KPI	【目標】 令和4年度末までに、手数料のキャッシュレス納付率を25%とする。
	【KPIの定義】 手数料のキャッシュレス納付率 = (キャッシュレスで手数料を納付した申請件数) / (全申請件数)
アクションプランa	【取組内容】 手数料のキャッシュレス納付に係る申請者への説明会を実施する。
	【取組期限(期間)】令和3年度～

現状・対応状況

中間KPI 【目標】令和4年度末までに、手数料のキャッシュレス納付率を25%とする。

○ 令和3年上期(4～9月)の大臣認定申請件数(1630件)のうち、手数料をキャッシュレスで納付頂いた件数は472件であり、キャッシュレス納付率 29.0%で中間KPIを達成。

アクションプランa
 ・ 手数料のキャッシュレス納付に係る申請者への説明会を実施する。

○ 令和3年5月より防耐火構造・設備等区分及び図書省略(鉄骨工場)について、手数料のキャッシュレス納付を一部の指定性能評価機関において試行開始。

○ 試行結果を踏まえ、令和3年下期に他の指定性能評価機関並びに認定区分についても手数料のキャッシュレス納付を推進するため、関係機関向けに説明会を実施予定。

5～7. スコアカードの更新、利用者目線での第三者チェック、基本計画の見直し

基本計画の転記

5. スコアカードの更新頻度と公表方法

- スコアカードを1年ごとに更新・公表する。

6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期

(少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する)

- 特定行政庁、関係団体からなる会議体を設置し、各年度当初に前年度の進捗状況の確認を行う。

7. 基本計画の見直し

- 取組の進捗をチェックし、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画を改定する。
- 第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。